令和２年４月

東京都立大学学長からのメッセージ（基本方針）

「東京都立大学における研究費不正使用防止に対する取組について」

本学は平成１７年度の開学以来、首都東京を代表する総合大学として、広範な学問領域を網羅し、その中で多くの研究者が活躍しております。

本学は、先鋭的かつ複合的に現れる様々な大都市課題に対して、個々の研究成果を分野横断的に重層化・複合化させながら実効性の高い解決策を提案するなど、都や世界の諸都市にその研究成果を広く還元することを目指しています。

こうした本学における研究の成果は、様々な種類の研究費に支えられており、その研究費の原資の多くは「公的資金」によるものです。したがって、本学研究者の一人ひとりがこのことを自覚し、納税者である都民・国民の期待を裏切ることのないよう日々努力する必要があることは言うまでもありません。

本学では開学当初から研究費の適正な執行に努めてきたところですが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成２６年２月１８日改正文部科学大臣決定）に基づき、「東京都立大学研究費の不正使用防止に関する規則」（以下「規則」という。）及び「東京都立大学研究費の不正使用に係る調査手続等に関する取扱規程」（以下「規程」という。）を改正し、本学の研究費を適正に運営及び管理するための権限と責任の明確化等を行い、規則に定めた「研究費不正使用・研究活動不正行為等防止対策推進室」において、不正の発生要因を把握し、不正使用を未然に防止するために「研究費不正使用防止計画」（以下「計画」という。）を策定、実施しております。また規則、規程及び計画について公表しております。

本学は毎年「科研費」（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）をはじめとする多くの外部資金を獲得しています。このことは、本学が国や東京都を中心とした地方公共団体、そして多くの企業の方々からの信頼を得ているからこそでありますが、それは研究そのものの成果のみならず、研究費の適正な執行に対する地道な努力があってのものと考えております。

研究費の適正な執行確保のため、決して現状に満足することなく、計画の策定・実施・検証を行い、教職員が互いに連携しながら、不正使用抑止の環境や不正使用防止の体制の向上・改善について徹底して取り組んでまいります。